

# 要 望 書

三重県石油商業組合

三重県石油業協同組合

三重県石油政治連盟

自由民主党三重県石油販売業支部

2026. 9. 7

令和7年9月7日

自由民主党 三重県支部連合会 様

三重県石油商業組合  
三重県石油業協同組合  
理事長 林 浩 一  
三重県石油政治連盟  
会 長 藤 室 伸 一  
自由民主党三重県石油販売業支部  
会 長 藤 室 伸 一

**SS 業界に対する特別支援要望について  
SS 業界支援のための予算・税制・政策要望**

自由民主党三重県支部連合会におかれましては、日頃より、SS 業界に対するご支援とご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

政府の「2035年電動車100%方針」により強制的に燃料油需要が減少していく中にあっても、私どもSS事業者は、今後とも「石油製品の供給を担う重要不可欠な社会インフラ」として、そして、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」として、石油製品の安定供給に努めていく覚悟です。

昨今の物価高騰の状況の下でSS経営を維持していくためには、事業多角化や事業再構築による経営効率化に取り組み、賃上げや再投資が可能となる適正収益を確保していく必要があります。

エネルギー経済安全保障の観点からも、これ以上のSS減少に歯止めをかけ、大規模災害が頻発するわが国における「最後の砦」としての役割を担うためのネットワーク体制を維持していくことが肝要です。

そのSSネットワークの維持に向けては、大規模流通業者をはじめとする大手事業者による廉売行為の横行や、SS過疎地の増加等の課題が山積しております。

こうした課題に対応していくためには、人口減少社会の下で、既存のネットワークを最大限活用するとの視点に立って、従来の競争一辺倒ではない新しい枠組み（法改正を含む）が必要であります。

これらの課題の解決に向けて、議連の先生方の力強いサポートをいただき、下記の要望が国の「骨太方針」および予算案に盛りこまれますよう、是非とも宜しくお願い申し上げます。

## 記

### 1. SS特別支援予算の確保（国・経済産業省・三重県）

○今後10年間で6,000億円の基金造成による、SS経営力強化・事業再構築や災害対応能力の強化に資する支援予算の獲得をお願いいたします。

#### 【具体的要望内容】

#### (1)SS経営力強化・事業再構築に資するもの

- ①資金繰りを含めたSSの経営危機への支援(イラン問題等)
- ②SSネットワーク維持・強化支援補助金の継続・拡充
  - ◎・人口減少や高齢化を見据え、過疎地等における中小事業者や小規模事業者の経営再建や油外収益向上・事業多角化や生活関連サービス等を提供するために必要な設備投資支援(三重県)
  - ・過疎地域等における人口減少や高齢化を見据えた地域のワンストップ機能としてのコミュニティ拠点化に必要な設備投資や運営費支援
- ③事業・業種転換に伴う設備支援や廃業・撤退に伴うSS廃業資金に対する支援拡充
- ④DXやデジタル化の活用を推進するための導入支援
- ⑤船舶向け燃油販売業者の経営改革に向けた支援(例:バージ船建造支援) 等

#### (2)SS災害対応能力の強化に資するもの

- ①SS等の燃料供給拠点における災害対応力強化支援の継続・増額・対象設備の拡充
  - ・災害時に備え、中核SSや住民拠点SSを一定数維持する必要があることから、追加募集を行うこと等により、災害時における燃料供給拠点を維持・確保するための支援
- ②災害時に備えた「分散備蓄拠点」の整備
  - ・自治体主導によるSSネットワーク維持策として、全国で分散備蓄拠点となるSSを自治体が指定し、SS維持に必要な費用(地下タンク更新等)の支援や運営費などを支援する仕組みを構築していくべき
- ③東日本大震災時に支援した設備の更新支援(衛星電話、災害時配送車両等) 等

### 2. 税制改正要望関係（国・三重県）

#### ◎(1) 軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」の交付率の引き上げ

○総務省は、2025年12月26日、軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて、「令和8年度における軽油引取税収を踏まえると、令和7年度の特徴収義務者交付金(軽油引取税収の2.5%に相当する金額)と同水準を令和8年度の交付金額と設定する場合には、軽油引取税収の4.9%に相当する金額となる」旨各都道府県に対して通知したところ

○一方、当該通知は令和8年度分に限ったものであり、令和9年度から軽油引取税収が平年度ベースとなることから、令和7年度と同水準を確保するためには、当該交付金の交付率を4.9%から5.35%とする必要があるが、今後の賃上げや物価動向などを踏まえれば、令和9年度の交付金の交付率は5.35%以上とすべきであり、昨今の消費者物価指数の上昇を踏まえると、令和9年度の交付率は「6%以上」に引き上げるべき

(※)消費者物価指数(出所:総務省)

消費者物価指数(総合指数) 2020年基準:100 2025年度平均:112.3

\* $5.35\% \times 112.3 = 6.0\%$

## (2) EVとガソリン・ディーゼル車との課税公平性を実現すべき

○令和8年度与党税制改正大綱において以下の方針が示されたところ

### ①自動車税及び軽自動車税

・令和10年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車(燃料電池自動車を含む)の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入することとし、具体的な税率等は令和9年度税制改正において結論を得る。

### ②自動車重量税

・令和10年5月1日以後に受ける車検時から、自家用乗用自動車のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じて一定の負担を求めることとし、現行の自動車重量税を活用した仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。

○当面は上記の税制見直しを講じるとともに、現行のガソリン車やディーゼル車にはガソリン税・軽油引取税が課されている中でEV等については走行段階における課税が課されておらず、引き続き、EV等とガソリン・ディーゼル車との課税公平性の実現を目指すべき

## (3) 軽油引取税の課税免除措置の延長・新規要望

### ①現行の軽油引取税の課税免除措置を延長すべき

○現在、船舶用や農業・林業用等の用途に使用する軽油に係る軽油引取税の課税免除措置(2027年3月31日で適用期限終了)について3年間延長すべき

### ②バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の課税免除措置を創設すべき

○現在ガソリンに含まれるバイオエタノール分についてはガソリン税が免除されているが、軽油に含まれるバイオディーゼル(FAME)については課税免除が講じられていない。ついては、ガソリン税同様、軽油引取税の課税免除措置を創設すべき

## 3. SS ネットワーク維持・強化のための「新しい枠組み」について(立法措置)

○「新しい枠組み」の実現に向けては、これまでSS利活用PTにおいて精力的な議論を積み重ねていただいたところ、先日の第30回会合(4月15日)において、「これからは明確に立法を目指して、それぞれの課題が解決できるような裏付けとなる法律を作るためのPTに改組して進めていきたい。」との意見でまとめられたところであり、今後は新たなPTにおいて立法化に向けた議論が進むことに期待

○具体的には、

①大規模流通業者等の廉売行為による中小SS業者に対する行き過ぎた競争阻害性を排除する観点から、例えば改正酒税法等を参考にした「公正な取引の基準」の法制化

②SS過疎地等における石油製品の安定供給の確保対策として、自治体が「地域燃料供給安定化計画」(仮称)を策定し、国がこれを支援する仕組みの構築

③また、大規模流通業者による大型SSの开店に関しては地域のSSネットワークへの影響について自治体の首長、地方議員などの理解を促進する一助となるようなガイドライン等を自治体に発出する取組みの前進

等について、立法措置を含む予算・税制改正要望などの実現をお願いしたい

## 4. 次世代燃料(バイオ燃料・合成燃料)の早期実用化に向けた支援強化

○現在、政府では、2030年度までにE10ガソリンの供給開始を目指すとし、本格導入を前に課題の洗い出しを行うため、2028年度下期を目標に、沖縄本島で先行導入を行うこと

としているところ

- 先行導入にあたっては、SS設備改修等の追加投資が必要になるSSが多く見込まれることから、国や自治体等による支援措置(10/10補助)を講じるべき
- 仮に、E10ガソリンの販売価格が現行レギュラーガソリン価格を上回る場合はその価格差を補填するための措置(価格差補助、課税免除措置)など、コスト低減のための抜本的支援強化を講じるべき(EV普及の補助金と同趣旨)

#### **5. 緊急的激変緩和措置について**

- 中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置として、燃料油(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)に対する支援が本年3月19日出荷分から開始されているところ
- 従前実施されていた激変緩和補助金等は累次にわたり制度変更が行われてきたが、今回の緊急的激変緩和措置について、仮に、今後制度見直しが行われる場合は、これまで同様、少なくとも1か月前には事前周知を行うとともに、国民・消費者に対し、政府広報やマスコミ報道などを通して正確な内容を分かりやすく周知徹底していただきたい